

# 平成28年震台厚生施設組合議会

## 第 1 回 定 例 会 議 録

平成28年 2月22日（月曜日）午後 3時00分開会

平成28年 2月22日 午後 3時00分 開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 議案第 1 号ないし議案第 4 号
- 日程第 7 議案第 5 号
- 日程第 8 意見書案第 1 号

---

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 議案第 1 号ないし議案第 4 号
- 日程第 7 議案第 5 号
- 日程第 8 意見書案第 1 号
- 追加日程 議長不信任を求める動議

---

出席議員 17名

1 番 櫻 井 茂 君	10 番 笹 目 雄 一 君
2 番 植 木 弘 子 君	11 番 加 固 豊 治 君
3 番 川 村 成 二 君	12 番 川 澄 敬 子 君
4 番 石 川 祐 一 君	13 番 山 本 進 君
5 番 小 松 豊 正 君	14 番 荒 川 一 秀 君
6 番 大 槻 良 明 君	15 番 矢 口 龍 人 君
7 番 岡 崎 勉 君	16 番 久 保 田 良 一 君
8 番 鳥 羽 田 創 造 君	17 番 櫻 井 信 幸 君
9 番 大 槻 勝 男 君	

欠席議員 0名

法第121条により出席した者

管理者	今泉文彦君	事務局長	笹目 崇君
副管理者	島田穰一君	次長兼総務課長	佐藤博之君
副管理者	坪井 透君	業務課長	比気 静君
副管理者	小林宣夫君	建設計画課長	織田俊彦君
会計管理者	下河邊卓美君	建設計画課長補佐	栗山英範君

事務局職員出席者

係長	坂本康一君	主事	落合和也君
主任	鈴木利広君	主幹	竹内聡史君

○議長（山本進君） ただ今の出席議員数は17人です。

定足数に達しておりますので、これより平成28年震台厚生施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしました日程表のとおりでございます。

これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（山本進君） 日程第1・議席の指定を行います。

先の小美玉市及び茨城町の一般選挙において当選され、新たに本組合議員に選出された議員諸氏の議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長において指定します。

これより、議席及び議員の氏名を職員に朗読させます。

事務局次長・佐藤君。

○次長（佐藤博之君） はい。それでは、命により朗読させていただきます。

「2番・植木弘子 議員。 4番・石川祐一 議員。  
6番・大槻良明 議員。 8番・鳥羽田創造 議員。  
10番・笹目雄一 議員。 12番・川澄敬子 議員。  
14番・荒川一秀 議員。 16番・久保田良一 議員。」

以上であります。

○議長（山本進君） 以上のとおり指定いたします。

日程第2・会期の決定

○議長（山本進君） 日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本進君) ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長(山本進君) 日程第3・会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、6番・大槻良明君、7番・岡崎勉君の両名を指名いたします。

日程第4・副議長の選挙

次に、日程第4・副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(山本進君) 暫時休憩いたします。

午後3時2分 休憩

---

午後3時3分 再開

○議長(山本進君) 休憩前に続き再開いたします。

お諮りいたします。

副議長の選挙は、指名推薦で行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(山本進君) 起立多数であります。

よって、選挙方法は、指名推薦といたします。

被推薦人は、各市町から1名選出による選考委員会をもってご協議願います。

暫時休憩いたします。

午後3時4分 休憩

---

午後3時6分 再開

○議長(山本進君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、選考委員が報告されたので点呼いたします。

石岡市・櫻井茂議員。

小美玉市・笹目雄一議員。  
かすみがうら市・加固豊治議員。  
茨城町・久保田良一議員。

以上です。

それでは、別室にて選考協議をお願い致します。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 7 分 休憩

---

午後 3 時 23 分 再開

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまの選考委員会における協議結果をご報告願います。

11番・加固豊治君。

○11番（加固豊治君） 選考委員の加固でございます。

選考委員を代表いたしまして、選考委員会の結果についてご報告いたします。

ただいま、別室において慎重に協議いたしました結果、副議長に荒川一秀君を推薦することにいたしましたので、ご報告申し上げます。

以上で、選考委員会の選考結果報告を終わります。

○議長（山本進君） ただいま、選考委員から荒川一秀君を副議長に指名推薦する報告がありました。

お諮りいたします。

荒川一秀君を霞台厚生施設組合議会副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま当選されました荒川一秀君が議場におりますので、会議規則第30条第2項の規定により、本席から告知いたします。

荒川一秀君のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（荒川一秀君） ただいま選考委員会の慎重なるご審議ありがとうございました。

皆様からのご推挙により指名を受けて、副議長の職を担うことになりました。山本議長の補佐役として、精一杯努力する所存でございますので、議員諸氏の皆様、執行部の皆様、そして事務局の皆様のご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

〔満場拍手〕

○議長（山本進君） ありがとうございます。

日程第5 諸般の報告

○議長（山本進君） 日程第5・諸般の報告を行ないます。

地方自治法第121条の規定により本日出席を求めた者は、

管理者 今泉君

副管理者 島田君

副管理者 坪井君

副管理者 小林君

会計管理者 下河邊君

事務局長 笹目君

次長兼総務課長 佐藤君

業務課長 比気君

建設計画課長 織田君

建設計画課長補佐 栗山君

以上であります。

日程第6 議案第1号ないし議案第4号

○議長（山本進君） 日程第6 議案第1号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計予算ないし議案第4号・霞台厚生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの4件を議題といたします。

管理者から各議案に対する提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 平成28年霞台厚生施設組合議会第1回定例会にあたり、本日、ここに提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

最初に、昨年4月に地域の一般廃棄物処理施設の広域化を進めるため、4市町で整備計画をスタートいたしました。

約1年を掛け策定した基本構想を基に、いよいよ具体的な計画に取り組んで行くこととなります。

平成28年度は、これらの整備事業に要する経費を含め予算の編成に当たっております。

議案第1号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計予算について。

一般会計予算の総額は、前年度当初予算額に比較して2億1,330万円(35.7%)増の歳入歳出それぞれ8億1,100万円といたしました。

その歳入の内訳については、

分担金及び負担金 5億4,910万円(43.5%増)

使用料及び手数料 1億5,900万円(0.3%増)

国庫支出金 5,186万6,000円(皆増)

財産収入 2,606万5,000円(20.4%減)

繰入金 100万円(増減なし)  
繰越金 2,376万4,000円(5.6%増)  
諸収入 20万5,000円(10.9%減)

でございます。

次に、歳出の内訳を申し上げますと、

議会費 172万円(59.3%増)  
総務費 2,788万円(12.7%増)  
民生費 2,662万円(3.4%減)  
衛生費 7億5,253万円(38.6%増)  
公債費 17万円(54.5%増)  
予備費 208万円(54.1%増)

でございます。

歳出予算のうち、

衛生費・塵芥処理費 5億4,253万円(0.1%減)  
衛生費・施設整備費 2億1,000万円(皆増)

となっております。

継続費については、一般廃棄物処理施設整備総合支援事業において生活環境影響調査をはじめ、調査等に複数年を要する事業について設定するものです。

一時借入金については、資金収支の状況を勘案して、借入れをする場合の最高限度額を設定したものでございます。

なお、予算の詳細につきましては、事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第2号・霞台厚生施設組合新処理施設整備検討委員会条例の制定について。

本案は、組合が進める新処理施設の整備を進めるうえで、その専門的識見や実績を有する者の意見を求め、整備事業計画の適性かつ客観的な判断基準に資するため委員会を設置するものです。

次に、議案第3号・霞台厚生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を制定することについて。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、組合が一般廃棄物処理施設を設置することにより、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与するため制定するものです。

次に、議案第4号・霞台厚生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、組合が設置する審議会等の委員を委嘱する場合に、地方公務員法第3条第3項第3号に当たる非常勤特別職の職員報酬を規定するため、規定を追加するものです。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。

十分ご審議のうえ議決を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(山本進君) 以上で説明は終わりました。

(一般質問)

○議長(山本進君) 次に、本日は定例会につき一般質問を行ないます。

質問は、通告の順にこれを許します。

なお、質問時間は1議員30分以内とし、形式は一括方式といたしますので厳守願います。

また、規定により質問回数は2回までとなりますのでよろしくお願い致します。

○5番(小松豊正君) 一般質問の前に、質問時間を制限することに異議があります。

これは、ご存じのように会議規則によって質問時間を制限することに異議がある場合は、もう一人の賛同があれば、議長はこれを諮らなければならない規定になっております。

そういうことで異議がありますので、これをお諮り願います。

○議長(山本進君) ただいま、小松君から質問時間の制限について異議がありました。

他に、異議にご賛同される議員はおりますか。

(挙手する者あり)

○議長(山本進君) ただいま、川澄議員が異議に賛同され、2名の議員の方から異議の申し立てがありましたので、皆様にお諮りしたいと思います。

一議員が質問する時間を30分に制限することについてお諮りいたします。

質問時間を30分にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本進君) 起立多数であります。よって、質問時間は一議員30分以内といたします。

○議長(山本進君) 5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 質問の前に、私のほか2名の賛成者で動議を提出いたします。

動議は、山本進議長の不信任を求める動議です。

これは、配布された質問一覧にもありますように、私は6項目の質問を通告しておりますけれども、何回言ってもこの2項目目の質問を受け付けてくれない。

皆さんに配布されている一般質問の私の通告の(2)が抜けているんですね。欠落しています。こういう重要な問題について、私は看過できません。

この問題について、私は共産党議員団として議長に申し入れをしました。

つまり、パブリックコメントもこの霞台の組合として公式にやっているものです。

それから、住民に対する説明会もこの組合としてやっているものです。

それに対して、広域化はどうか。本当に我々の将来の子々孫々に到るまで、生活環境や暮らしが守れるのかという、根本的な問題まで提起されているわけですよ。

それに対して、私は市民から選ばれた代表として、それを公式の場で堂々と発言するのは、私の議員としての責務でもあるし、市民に対する責任でもあります。

そういうことを態々始めから除外し、議員の質問権を奪う、制限するというのは、どうしてもこれを看過できません。

組合として住民説明会でそういう意見が出されていて、またパブリックコメントもある

わけですから、そういう市民の声を取り上げるのは当たり前でしょう。

それを私は議長にも質問し、事務局を通じて議長に何回も質問させてくれと心からお願いしているのに、未だに削除している。そういう議長では、本当に身のある議論はできませんよ。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。動議ということですので、文書を提出して下さい。

○5番（小松豊正君） 動議の文書を出します。3名の議員は、私が提出者で、それから賛同議員は、川澄敬子議員、もう一人の賛同議員は矢口龍人議員でございます。

会議規則第14条の要件を満たしておりますので、よろしくお取り計らい下さるようお願い致します。

○議長（山本進君） ただいま、小松議員から議長不信任を求める動議が提出されました。賛同議員は、川澄議員、矢口議員であります。

要件を満たしておりますので、議案として審議いたしたいと思えます。

小松議員提出の議長不信任を求める議案についてお諮りいたします。

（「諮る前に説明があるでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） 発言は、挙手をもってお願いします。

5番・小松君。

○5番（小松豊正君） 5番・小松豊正でございます。議案として正式に、いま議長によって確認されましたので、議案に対する趣旨説明を行うのが当たり前だと思います。

それをさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○議長（山本進君） 暫時休憩いたします。

午後3時40分 休憩

---

午後3時43分 再開

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま、小松議員から提出されました動議が、要件を満たし成立したので、「議長の不信任を求める議案」の審議を副議長の荒川君にお願いし、私は退席します。

〔議長退場〕

○副議長（荒川一秀君） 副議長になって、いきなりこのような大役を任されるとは思ってもみませんでした。不慣れですけれども進めさせていただきます。

議長には、退席いただいたので、「山本進議長不信任を求める議案」を日程に追加して議題といたします。

最初に、趣旨説明を求めます。

5番・小松君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正でございます。

山本進議員不信任を求める議案について、ご説明させていただきます。

本日の霞台厚生施設組合議会定例会は、一般廃棄物処理施設整備基本構想(案)と関連4議案等を審議するもので、関係住民にとって、現在と将来の暮らしと生活環境とに大きな影響を与えるものです。

本議会では、一般廃棄物処理施設建設について広域化か現在の3施設の分散型で長寿命化かなどを含めて徹底した議論が求められています。

実際に、昨年の中間報告に対する住民説明会でも基本構想(案)に対するパブリックコメントでも、さらには直接私たち議員のところにも、広域化について「本当にいいのか」等さまざまな疑問や意見がたくさん寄せられています。

このような状況を踏まえて、市民の声を代表して議会で発言し議論するのが、市民から付託された議員の当然の役割です。ところが山本進議長は、本議会では広域化の是非を論じてはならないとし、是非も含めて総合的根本的な質問も保障すべきだという日本共産党議員団の申し入れ書の受け取りを拒否し、今回の私(小松豊正議員)の一般質問の通告項目から削除するというのです。事務局を通じて何回も、通告書どおり質問を認めるべきだと要請、説得しましたけれども、議長の対応は変わりません。山本進議長のもとでは、議会としての機能も議員としての役割も果たすことができませんので、山本進議長を不信任し、新たな議長のもとで議事を進めることを求めるものであります。

なお、議論としては去年の3月議会でそれを前提として議論し結論が出たのではないかという意見も一部にはあるんですが、どれだけその場で広域化について議論され確認されたのか、私は反対しましたけれども、その基本的な議論が全く無いまま、議員が3市1町で選ばれて今日に到っているわけであって、その論理は全く当てはまりません。

どうか議員の皆さん、本当に責任のある議論をして市民への責任を負うために、議論に制約をかけるということがないように、そういう判断を是非ですね各議員の皆さんには、心からお願いするものです。よろしくお願い致します。

○副議長(荒川一秀君) 趣旨説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(荒川一秀君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論はございますか。

○副議長(荒川一秀君) ないようですので、採決いたします。

山本進議長不信任を求める議案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(荒川一秀君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

それでは、山本議長と交代いたします。

(議長入場、議長席着席)

(一般質問)

○議長(山本進君) 一般質問を行います。

5番・小松豊正君。

○5番(小松豊正君) 日本共産党の小松豊正でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

第1項目、ごみ問題の基本的認識と広域化を進める執行部の対応についてお伺いをいたします。

(1) 先進事例とごみ問題の基本認識について見解をお伺いいたします。

私は、昨年10月22日の定例会で、2000年に制定された循環型社会形成推進法に基づき、次のように質問いたしました。

「ごみ問題は、広域的に集め大型焼却炉で燃やせば解決するのではない。ごみ問題の基本は、いかにごみを出さないようにするかであり、そのためにいかに住民自身が自発的にごみの減量化に取り組むのか。このような街づくりに取り組むしくみをいかに作っていくかにある」と提起いたしました。

管理者も、「地域の住民とともにごみの減量化を進めていく体制をつくるのが大切だ」と答弁されました。

日本では、いくつかの先進事例がありますが、全体としては遅れております。

世界ではどうでしょうか。ごみの焼却炉数は、アメリカは168ヶ所、ドイツは51ヶ所、それに対して日本は1172ヶ所です。世界全体の7割になります。

また、国内では福岡県大木町、神奈川県葉山町、東京都町田市。続いて土浦市では昨年の4月から全町内で生ごみを分別収集して、25%を減量化しています。

私も、現場の日立セメント神立工場を視察してまいりました。このような世界と日本国内の事例にいかに学んでいくか。この点について、管理者のご意見をお伺いいたします。

(2) 市民の協力で、いかにごみの排出量、資源化率の目標を国基準以下に抑えるかに関してお伺いをいたします。

基本構想では、54頁から57頁に記載があります。

①広域化によるごみの減量化の目標が書いてありますが、平成24年度の数字が基本的な実績として出ていますが、平成25年度、26年度の数字は実績なんですか、それとも目標ですか。私は、当然この欄には実績を掲げるべきだと思いますがどうでしょうか。お伺いをいたします。

②57頁の表について、国県の目標に比べて霞台の目標は群を抜く勢いの急カーブとなっております。もっと、国や県も積極的な目標を出しているのではないかと思います。どうでしょうか。これについて確認をいたします。

③広域化してこの極めて優等生的な見通しをやるうえでは、市民の理解と協力なしには実現できるものではありません。そもそも市民が理解を得られていないのが実状です。いかにして実現するのか。54頁には、努力目標として抽象的、一般的にしか述べておりませ

ん。

私は、生ごみの分別化、資源化を提案していますが、一言も書いてありません。

いま、一般的なことで目標は達成できると思われませんが、見解をお伺いいたします。

(3) 昨年実施した「中間報告」の住民説明会をどのように総括しているか、お伺いいたします。

① 3市1町で参加者が56人。これは来ないのが悪いというわけには全く行かない問題です。この点はどのように総括していますか。

② アンケート回収数は20で、回収率は35.7%ですが、記事には48.8%と書いてあります。おかしいではありませんか。また、10人が賛同したから50%だとわざわざコメントするのは適切ではありません。統計学上の参考にもならないものですよ。こんな微々たる数字では。どう考えますか。

③ 内容は11にまとめられていますが、要するにこれで納得したというわけではなく様々な意見が寄せられたというふうに推察しますが、この11にまとめられた意見についてどのように受け止めているのでしょうか、お伺いをいたします。

(4) 「基本構想(案)」についてのパブリックコメントの件数と内容について、お伺いいたします。併せて、管理者、副管理者は全部目を通したのでしょうか。目を通してどういう感想をお持ちでしょうか。お伺いいたします。

(5) このパブリックコメントをどのようにとらえ、どのように「基本構想(案)」に生かしていくつもりなのかお伺いいたします。

(6) 住民の理解とは程遠いのが現状だと思いますが、「基本構想(案)」の段階で再度住民説明会を開き、住民の意見を聞いて「広域化」の方針自身を再検討すべきと考えますがどうでしょうか。公聴会も開き、広く意見を聞くべきだと思いますがどうでしょうか。

とりわけ、最終処分場を造るという問題ですが、中間構想の段階には無く、全員協議会への報告もされず、今回の基本構想案に触れてはいても、やるとは書いておりません。

しかし、今議会に提案されている「議案第3号・生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例案」には、その対象として明確に最終処分場と明記しています。

どこに、どのような規模の、予算規模はどうか。このような重大な問題について決定する前に、改めて住民説明会、公聴会を開いて住民の意見を聞くのは当たり前ではありませんか。ぜひ、住民説明会、公聴会を開いて下さい。管理者の答弁を求めます。

以上で、第1項目に対する1回目の質問を終わります。

○議長(山本進君) 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長(織田俊彦君) 建設計画課の織田といたします。よろしくお願ひ致します。

ただいまの小松議員の質問に、ご答弁申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、ごみ処理は市町村固有の事務となっております。ごみの発生抑制、再利用、再生利用等、3Rを推進しつつ、先進事例なども参考にしながら、住民の皆様から出されるごみが安全かつ安定的に処理できる体制を整えるのが市町村等の責任であると考えております。ごみの排出量、資源化率の向上等につきましては、基

本的に市町村が一般廃棄物処理基本計画を策定する際、目標等を設定し、推進していく体制を整えることとなります。組合側としましても、国・県や先進事例等を参考にしながら、再資源化のルート確立等に努めてまいりたいと考えております。

基本構想策定に際して実施したパブリックコメントでは、23名の皆様から、86件相当分のご意見をいただいております。

これまで実施してまいりました住民説明会と同様、まずはごみの減量等3Rを推進すべきとのご意見や既存施設がまだ利用できそうなものになぜ広域化するのか情報を公開すべき等のご意見が寄せられております。

ごみの減量等3Rを推進することにつきましては、私たちも同じ思いを持っておりますので、技術面、経済面を考慮し、取り入れられる方策については、進んで実施してまいりたいと考えております。

続きまして、既存施設を延命化したほうが良いと思われるのになぜ更新するのかにつきましては、特に私たちの地域の場合、複数施設を運転していることもあり、広域化して施設数を減少させたほうが、コスト削減効果が非常に高いと考えております。

住民説明会を再度開催すべきとのご意見につきましては、私たちもごみ処理は、住民にとっても重要なテーマであると考え、住民の代表である議会での審議・住民アンケート・施設周辺住民との意見交換のほか、ご指摘の通り、関係市町民にご説明させていただく機会として、4市町にて住民説明会を開催してまいりました。住民の方々からいただいた様々なご意見を反映した形で一般廃棄物処理施設整備基本構想策定を進めてきております。

中間報告時点にて、概略をお伝えしておりますので、一部変更された箇所もございますが、説明会等ではなく、広報紙のほか、新たに開設しましたホームページ等で紹介させていただきたいと考えております。

今後につきましては、基本構想(案)の内容を踏まえ、施設整備が検討されることとなりますので、計画につきましては、施設周辺の住民の方々との協議のほか、住民の代表であります、霞台厚生施設組合議会の他、各市町の議会における審議を踏まえて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(山本進君) 管理者・今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 小松議員のご質問にお答え申し上げます。

ごみの減量化、3Rの推進というのは、まず地域住民とともに進めていく、そのための体制作りが大切だと思っております。市民の理解と協力が、もちろんそこには重要な要素であるということもありませんが、パブリックコメント、これについてですけれども、この中で23名68件の意見がございまして、これらの意見については謙虚に耳を傾け、改善できるものについて改善し、進むべき方向を基本計画に則って進んでいきたいというふうに考えております。

基本的にその計画については、ハード事業を進めていくための計画という側面があるかと思っておりますけれども、今後4市町において「ごみの減量化」というのは、ソフト事業に当たるとものと認識しておりますけれども、そのソフト事業を積極的に推進するそのことも

重要な部分であると認識しております。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、私が質問したことに答えていないですよ。ぜんぜん答えてないですよ。これだけ質問項目出しているのにね。

例えば、最終処分場について質問しているのに、一言も答えが無いでしょう。

これでは、全く誠実さに欠けるのではないですか。質問項目、一つ一つに答えてないでしょうよ。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。質問は、通告に沿ってお願いします。

○5番（小松豊正君） いまね、このような問題について、具体的にどういうふうに考えているか答えてないこと、それから資源化目標で私質問したでしょう。25年度、26年度の数値は実績なのか目標なのか。あまりにも大変優等生的なカーブでしょ。こんなの、誰が見たって国と県は間違いであって、こんなの信じられません。だから聞いたでしょ。25年度、26年度は実績なんですか、目標なんですか。こういうふうに答えてないでしょ。時間だけ過ぎてだめですよ、これでは。真面目に答えてくれなくては。答えになってないもの。

2回目の質問の時には答えてください。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 基本構想（案）の55頁になりますが、25、26年度につきましては、24年度までは実績ということで、25年度以降につきましては予測ということになります。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松君。

○5番（小松豊正君） 第2項目は、先ほど私が申し上げましたように、質問通告しておりましたけれども全部カットされましたので、厳しく抗議いたします。

第3項目に行きたいと思います。

広域化のメリット・デメリットについて、お伺いをいたします。

（基本構想の）43頁、46頁に記載されてございます。

（1）LCC、ごみ処理施設の設置及び管理に係るライフサイクルコスト比較表について、お伺いいたします。3施設の健康度調査をせずに、機械的に周辺の施設の単価を基に算出して、新設のほうがコストが安いと言っても説得力はありません。

実際に、3施設の基幹改良費を個々に算出して公表してはどうでしょうか。

また、比較は焼却施設に限られていますが、新設する場合、実際にですね、稼働するためには周辺整備がどうしても必要です。これがなければ、いくら焼却施設を造っても稼働できないわけです。それに付随する解体ということもあるし、最終処分場ということも前提となるわけでございます。

これらを加えて、総事業費は新設の場合295億4,500万円からさらに上積みされ、基幹改良の場合、あなた方が出している339億5,938万1,000円を上回る可能性があるわけです。

ですから、この算出方法は非常に乱暴なやり方であって、一概に新設がコストが安いとは言えません。

新設と基幹改良で差が大きいのは、運転維持管理費の違いです。

3施設と新施設の雇用人数はどのようになりますか。いま一生懸命働いている方々の雇用がどうなるのかも重要な問題です。

人件費とメーカーに払う経費はどのように算出されているのか。3施設、新施設それぞれについてお伺いいたします。

(2) ごみ発電はごみの減量化に反するものであると私は確信いたします。そのための施設導入は、いわゆる「費用対効果」が悪いわけであって、131頁、135頁に書いてありますけれども、さらに白雲荘を潰さなければ必要な敷地を確保できません。

ごみ発電はやるべきではないと考えますがどうでしょうか。

(3) 新しく目標としている公害規準は、現在においても新治クリーンセンター以外はすべてクリアしているものであり、新治クリーンセンターに個別対策すれば済むことであって、これは全く広域化の理由にはならないと考えますがどうでしょうか。

以上が、第3項目目に付いての1回目の質問です。きちんと答えてください。よろしくお願い致します。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただ今の小松議員の2問目の質問にお答え申し上げます。

ライフサイクルコストの比較につきましては、環境省が策定した「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」を参考に試算しています。

手引きでは、ライフサイクルコストの低減することも期待して、延命化等のストックマネジメント検討を推奨しています。

ご指摘いただきました、周辺整備費や解体費用等については、今後の設計や地元との協議を踏まえて決定される事項も残されておりますので、事業費等はまだ明らかになっていない部分がございますが、国が示した手引きでは解体費等は、廃棄物処理のために投じられる費用ではないことから、ライフサイクルコスト算出上、除外して考えるべきとしております。

また、県内の先進事例などで既存1施設の更新について、新築するか延命化するか検討した結果、延命化を選ばれている自治体もございますが、私たちの地域の場合、3つある施設を1つに集約化することからも、特に維持管理経費にかかるライフサイクルコストが軽減されることは明らかでございました。

また、地方自治体の財政負担の観点から考えた場合、循環型社会形成推進交付金などのほか、震災復興特別交付税を財源として利用できるため、建設費に係る市町村負担分がかなり軽減されることから、広域化したほうがライフサイクルコストを圧倒的に低減できると考えております。

また、解体費用等につきましては、3つの施設を引き続き運用したとしても、1つに集約化して解体したとしても、いずれ発生する費用となります。施設建設と関連して申請することにより、循環型社会形成推進交付金を充当できる可能性もあり、今回広域化して、それに伴う取り壊しを実施した方が、財政負担軽減につながると考えております。

人件費等を含む検討は、来年度のPFI導入可能性調査で精査していきます。

続きまして、ごみ発電についてでございます。

循環型社会形成推進交付金を財源として見込んだ場合、3Rを推進してもなお、燃やさざるを得ないごみを燃やした場合に発生する熱等を活用してエネルギー回収することが求められております。

当地域の場合、15%以上のエネルギー回収が求められ、具体的には設計等を実施しないと不明な部分もございますが、発電機能は必要になってくるものと考えております。

なお、ご指摘の費用対効果についてでございますが、循環型社会形成推進交付金のほか、仮に震災復興特別交付税を活用した場合、設備投資のそのほとんどが国費で賄われることから、早い段階で投入コストが回収でき、かつ電気料など維持管理経費軽減に寄与すると考えております。

最後に公害基準について、ご説明申し上げます。

管内のごみ処理施設は建設から一定年数経過しているため、今後とも安全かつ安定的に運転していくためには施設の更新若しくは延命化を検討しなければならない状況でございます。

既存施設はすべて基準をクリアしているので広域化の理由にはならないとのご質問でございますが、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしなければならないものでございますので、現時点でもクリアする必要はございます。

しかし、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況でございます。そのような中、住民アンケートの結果などでも、一番期待されているコスト削減効果等が、広域化したほうがより得られると考え、今回の提案に至っております。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、一つは、いま周辺整備のことをあまり言わなかったですね。これは、実際新しい施設を造ったとしても、そこにどのようにしてごみを搬入するのか。今でさえ震台の場合は、11月、12月など大変な混みようで、そのような状況がありますけれども、3つあるのが1つになるわけですから、これは途轍もないことです。実際に焼却施設を造っても稼働するわけにはいかないんですよ。

これは、もうそれに付属したものであるわけであって、こういうものを予算化できないのは拙いですね。是非、やっぱりどういうことになればそういうことができるのか、それが入っていないのは、やっぱり不十分だと思います。

それから、いま問題になったスケールメリットという考え方ですね。要するに3つある施設を1つにするのだから人件費も使わなくなるだろうと。だから私、それに対して質問しているわけですよ。人件費、メーカーに払う経費はどうなっているのかと。3施設と新施設についてお答えがありませんので、それを答えてください。

そして、これは今3施設あって、それぞれの施設で地域の方と一緒にごみ処理をやっている方々を少なくすればいいということではないんです。

それで、メーカーに払うお金がすごく増えるという場合もありますから、その辺についてお答えがなかったので、2回目の質問をいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） 建設計画課課長補佐・栗山です。よろしくお願ひいたします。ただいまご質問いただいた事項について、ご答弁申し上げます。

まず周辺整備について、明確な記載がない。現在の施設でも、11月、12月に交通事情が多いのにどうするのだ、というご指摘でございますが、先ほど織田から答弁申し上げましたとおり、周辺整備等につきましては、今後、地元の皆様との協議や今後の設計のなかで詳細が決まっていく部分もございますので、一部未決定の部分もございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、確かに11月や12月に交通事情が多いということも把握してございますので、今回の議案のなかでも来年度の設計のなかで交通体系をどのようにしていくんだということ等々についても協議をさせていただくことになっております。

また、基本構想中にも含めさせていただきましたが、地元の声でも一番、交通に対する心配が多くございましたので、これらにつきましては、計量機を増設する、もしくは周辺の道路等の整備により軽減を図っていきたいと思っております。

また、別なページのほうで、一同に住民の方が私どもの施設にお越しいただくことなく対処できるように、粗大ごみなどの個別収集や中継施設等についても経済性や環境面を考慮しながら検討していくとさせていただいております。具体的には来年度以降になりますことを、ご了承いただきたいと思っております。

続きまして、メーカーに入るお金がいくらか、人件費等の経費がいくらかというご指摘でございますけれども、先ほどの46頁ということで基本構想中ではご紹介をいただきましたが、ライフサイクルコストを検証するなかでも3組合の全部の維持管理経費としては、平成25年前後において、15～16億円の歳出が予定されております。

それらについて、仮にメーカーの方に民間のほうで概ね施設の運営を任せただけの場合にどのようなことが予想されるかの部分につきましては、単年度あたり10億円ぐらいで済むという可能性もあるということでご紹介させていただきまして、その部分について費用対効果としてご紹介しているところでございますが、具体的には、今回の予算案にもございませぬなかで、来年度にPFI導入可能性調査というものをやらせていただきまして、公設公営の方がメリットがあるか、または民設民営等にさせていただいたほうがメリットがあるか等については、詳細は分析させていただきたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、雇用を最初から私どもの方でストップ云々ということを考えているわけではございませんので、最少の経費で最大の効果が得られるようにどのような施設整備をしていくことが最適かということ、今後とも検証させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 第4項目の「基本構想（案）」の問題点について指摘をし、回答を求めたいと思っております。

(1) 次の基本的な問題が「検討」ということで先送りされています。これでは関係住民が確信を持って判断できないし、建設総額も不明確で住民負担がどこまで増えるのか見当が付きません。どのように考えているかお伺いをいたします。

①周辺環境の整備、広域処理施設から遠方になる住民への負担軽減策について。

これは、検討するだけで、なんら具体的に書いてないですね。

②解体費用が明らかにされていないが、どのように考えているのか、お伺いいたします。

(2) 最終処分場について、新設にあたって用地が確保できたことを前提に施設規模が記載されておりますけれども、予算や場所の選定をどう考えているのか、お伺いいたします。

それで、この基本構想の最大の弱点は、いろんなことが書いてあるんだけど、それだけなんですよ。「だからこうする。」ということが書いてないんですよ。

だから、これは方針じゃないですね。ですから、この最終処分については、いろいろと若干書いてあるけれど、予算や場所を書かずにどうするんですか。それがなければ判断できませんよ。

(3) 被災時の対応として、全国的な教訓は、自治体単位の分散型こそ有益であり、広域一点集中型は災害対応に弱点をもっている。これが東日本大震災の最大の教訓だったでしょう。ところが、逆のことが書いてあるんですね。広域化のほうが良いと書いてあって、全く考え方が逆です。そういう点が間違っていますので、これを是正してもらいたいが、どのようにお考えですか。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

周辺環境整備や広域処理施設から遠方になる住民への負担軽減策や解体費用等につきましては、設計の結果や地元との協議を踏まえ、経済性や環境面への考慮等を含めて検討した結果、決定すべき事項もございますので、明らかになった段階で、公表してまいりたいと考えております。

続きまして、最終処分場についてでございます。

最終処分場の用地確保には一定年数以上かかることも予測されます。また適地等が選定されていないことから予算規模等は試算してございません。

しかしながら、ごみの処分につきましては、本来、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、市町村に責任があります。よって、現在策定を進めております基本構想において最終処分場の想定規模等を掲載させていただきました。

次に、被災時の対応でございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成25年5月31日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、災害対策の強化として、東日本大震災等の課題も踏まえ、「広域的な連携体制の強化」、「一定程度余力を持った施設整備」をすすめています。

また、人口減少や3Rの推進等により、ごみの減量が予想される中で、老朽化が進んでいる施設を市町村単位のみならず広域圏での排出動向を見据え、強靱な体制を整えるべきとしてあります。

以上を踏まえまして、当地域におきましては、広域的な連携対策の強化として、引き続き周辺組合、市町村との連携体制について協定書を締結して確立するほか、新しい施設には、一定程度の余力を持って更新を行い、発電機能の検討などすることにより、災害に強い体制を整えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） いま、答弁されて明らかになりましたけれども、非常に曖昧なものであって、これでは基本構想とはいええないでしょう。決まってないことを書いて検討する。これは、一度撤回して正式に出しなおさなければだめですよ。ということをおっしゃりたいと思います。

この周辺環境の問題もそうですけれども、最終処分場もこんなことで責任をもって説明できないでしょう。こんなことでは構想と言えないですよ。

も一度お答え下さい。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 最終処分場につきましてでございますが、民間事業者への埋め立て処分、あるいは資源化を委託する方法を継続しつつ、将来は自区内処理の観点から石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の区域内で用地確保の検討を行うこととさせていただきます。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 第5項目に移ります。広域化に関する総事業費と財源についてお伺いいたします。

(1) 周辺整備費、解体費用などを最終処分場等を含む総事業費についてお伺いをいたします。

(2) 財源をどう集めるのか明らかにし、市民に公表すべきだと考えますけれどもどうでしょうか。

以上が1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただいまの質問に、ご答弁申し上げます。

現在想定しております事業費は、第1期工事分として、ごみの焼却施設整備、マテリアルリサイクル施設整備、整備に伴う施工監理費用や測量、生活環境影響調査等、計画支援事業を合わせた約172億円でございます。

周辺環境整備や解体費用等につきましては、設計の結果や地元との協議を踏まえてから決定すべき事項もでございますので、明らかになった段階で、公表してまいりたいと考えております。

財源につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を見込んでおります。

交付率は補助対象経費の1/3となっております。2/3分、補助対象外経費分につきましては、構成市町からの負担金を充当することになります。

構成市町の負担金には、震災復興特別交付税を充当することが出来ます。この交付税制

度は、被災地支援のために設けられてる制度であり、通常の循環型社会形成推進交付金のほか、追加財政支援をしていただけることになるものです。

先ほど紹介させていただきました、補助対象経費の自治体負担分2/3のうち95%相当分を特別交付税措置されるものでございます。このことにより、補助対象経費分に係る構成市町の実質負担は数%程度で済むことになります。

ただし、構成市町が組合に対する負担金をどのような形で調達するかは、構成市町の判断になります。地方債を活用して、負担金を納入する場合もあれば、震災復興特別交付税を充てる場合、一般財源を充当する場合など、そのようなものが想定されるものでございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 最初は、132億円と言ってました当初予算、それが146億円、今は172億円。これに周辺整備、これがなければ稼働できませんからね。解体費用も最終処分場も分からないと。一体これでは、どこまでお金が膨らむか分からないんですよ。

お金がどこまで膨らむか分からないということは、住民がどれだけお金を負担するかも分からない。こういうことでは、基本構想とは言えませんので、出しなおしてください。そうでなければ市民に説明がつかないものだと思います。

この件に関して管理者の答弁を求めます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 現在、想定している第1次工事分として172億円という数字が出ているわけでありまして。周辺環境整備、解体費用、それらの費用等がありますけれども、今後、設計の結果、地元との協議も踏まえて決定すべきということでありまして、明らかになった時点で公表してまいりたいと考えております。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 第6の項目に移りたいと思います。

事業方式についてであります。

(1) 民間委託ではメーカー丸投げとなり、霞台厚生施設組合に必要な情報が入らず、市民の立場でのごみの減量化に重大な支障をきたすので、公設公営方式にすべきです。

この問題について、どのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ご答弁申し上げます。

DBO方式など民間のノウハウやリスク管理能力を活かして処理事業を推進することは、経費削減を図るうえで、重要な取り組みの一つであると考えております。

また、民間に任せきりにするのではなく、行政がモニタリング等を行うことにより、議員ご指摘のメーカー丸投げや必要な情報が入らない、市民の立場でのごみ減量化に重大な支障をきたすことはないと考えております。

なお、事業方式の検討につきましては、PFI導入可能性調査等を実施するなど、詳細を整理してから決定するものでございます。来年度以降、具体的に検討することになりま

すのでご理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） これは、是非、現場の声を聞いて下さい。

現場でどういうふうになっているか。例えば、具体的な事例を申し上げますと、福岡県大木町の担当者の話を聞いたところ、民間委託方式では職員が育たないので、公設公営方式にしているということです。

さらに、民営だと重要な情報が業者から出されずに、判断は業者任せでお金だけとなり、ごみ減量化対策を打ち出せない。これが、実際に現場でゴミを担当している方の率直な声なんです。また、ひたちなか東海クリーンセンターで聞いたことですが、「ここではどのくらい発電してますか。」と聞いたところ、「それは秘密で教えられない。」とこういうわけですね。

私も、牛久とかいろんなどころへ行きましたけれども、やはりこのところ非常に危惧しております。専門家でなければ分からない、専門家に任せていると市のほうがよく分からなくなってきた、様々な支障があるということなので、やはり公設公営にすべきではないかということをお願いしているわけでございます。

いま、色々と質問してまいりましたけれども、この基本構想（案）というのは色々なことが書いてあるけれども、だからこういう方向に行くということは、非常に曖昧なところが多いです。これでは、市民に責任をもって方向性を示すものにはなっておりません。

また、広域化する場合に様々な意見が出されておりますが、この点に関して明確に答えられていない。それに、どこまで予算が膨らむのか分からない。財源の検討も曖昧です。

結局、国が出すからということを感じて言うんですけども、しかし、国の金は我々の税金ですからね。国が出すからというわけにはいかないですよ。被災者のための財源にしても、国民が等しく出し合って作ったのが、あの復興のためのお金ですからね。

それは、そういうものに使ってはだめなんです。

ですから、いま私が申し上げましたように、これでは基本構想とは言えないものです。

いろいろな材料を羅列しているだけで、国からのお金が多すぎます。これにお金を使っていくということは、想定できないです。非常に無責任なことになりますので、撤回して3施設の長寿命化も含めて、総合的に再提出されるように強く要望いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（山本進君） 暫時休憩いたします。

午後4時30分 休憩

---

午後4時40分 再開

○議長（山本進君） 休憩前に続き再開いたします。

本日の会議は、時間を延長いたしますので、予め申し上げます。よろしく願いいたします。

ます。

17番・櫻井信幸君。

○17番（櫻井信幸君） 櫻井信幸でございます。どうかよろしく願いいたします。

私は、いま小松議員さんのほうから質問があったと思いますが、一部財政とか予算とかそういうことについては、やはり考えるられるところは考えていくべきだなと、私も考えているところでございます。

それでは、通告いたしました項目について、質問いたします。

順序が、順不同になりますけれどもお許し下さい。私、実は先日、山梨県の民間焼却場を視察してまいりました。

そこは、3項目目にある発電システムというか施設というんですか、そのなかにバイナリー発電というもの導入しております。

これについて調べたんですが、茨城県内においても、そのような導入例が今たくさん行われている。全国的にもたくさん事例があるというふうに聞いております。

実は、このバイナリー発電を提案した理由なんですけれども、全協で頂いた「廃棄物処理施設整備基本構想」の中の16頁にエネルギー回収率の達成が求められています。

これは補助金の条件としてなんでしょうけれども、組合の場合は 日量215トンということで設計されるということで、この15%以上を回収することが条件であると私は理解しております。

もし、回収がそこまで到達しないときにはどうなるのか。まず、そういうことをお尋ねしたいんです。ですから、到達するためにはいろいろな努力や工夫をしていかなければならないと私は考えております。

この16頁の⑧発電量というところに[⑦×30%]とあります。これは、多分有効に使えるのが、熱のうちの3割であるのかなと素人ながら判断するんですね。そうであるとすれば、7割の熱を無駄にしてしまうということになるのではないかなと思います。

30%の熱利用を使って、回収率が16.8%であります。ですから、この基準をもっと上の方向に持っていってもらわないと、理想的なものではないのではないかと考え、このようなご提案をいたしました。

このバイナリー発電というのは、工場の廃熱、低い温度ですね。低温で 80度から130度くらいまでの熱で発電するというシステムなんです。それで、安価にできる。

私が、先日見てまいりましたのは、シリンダーの中のカービンにシャフトがついていないんです。まるっきりリニアモーターカーのような原理になってまして、例えば、車であればエンジンオイル、そういうのが潤滑油として必要なんですけれども、水蒸気タービンの場合は、蒸気でやるものですから故障の発生率が高い。そういうことから、バイナリー発電の私が先日見てまいりましたのは、そういうエンジンオイル等がまず要らない。メンテが要らない。故障率が低い。そのような発電システムなんです。

ただ、この回収率においては、蒸気タービンと比べますと落ちるんですね。ですから蒸気タービンとバイナリー発電、その併用がいいのかなと私は判断して見てまいりました。

今後、基本構想の中でどんどん進めていくんでしようが、こういうことを含めて、まずバイナリー発電と蒸気タービンの併用型を考えていかれたらどうかと考えております。

通告書を出した段階では、まだまだ白紙の状態だよと伺っていますので、今後の検討課題として考えていっていただけるかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、このようなシステムを導入するときには、炉と発電機を一体的に考えていかないと、焼却炉はこっちだよ、発電機はこっちだよという不具合というか上手くいかないことがあるそうです。

ですから、そういうものは専門のプロに依頼してやっていくべきことなんですけれども、そういう一体的にものを考えていっていただくことが大切であり、重要であると私は考えています。そういう点においてもご見解をいただければと思います。

あと、2項目目にあるんですけども、発電燃料としてどのようなものと考えていらっしゃるのか。可燃ごみとかそういうものは分かるんですね。実は、今回この施設を造るにあたり、私が考えたのは、4市町で今回やるんですけども、4市町のどこの自治体においても、いま空き家の問題。これが大きな問題になっているんです。

「特定空き家特措法」というもので、自治体が強制的にそれを壊すことができるようしくみがありました。今は、まだまだ空き家等の問題は奔りのような感じはしますけれども、これからは高齢化とともに、どんどん各市町の空き家は増えてきます。

そういうものに対して多分持ち主がいらない。持ち主がいて取り壊しても費用の回収ができるかどうか。それすら不安を抱くようなことがこれからたくさん起きてくるのかなと思うのであります。

そこで、私は例えば行政が木造の空き家、老朽化した空き家を取り壊したとき廃材として木屑なり木材なりが出てまいります。

今は、処理場に持って行って、ものすごいお金を払って処理してもらっています。

ですから、将来、そういう掛かった経費が回収できるのであれば問題ないのですが、回収できないは、いろいろ仮定の仕方があるんですけども、ですから今回の新しい処理場でその燃える部分に関して発電の燃料として使い、ある程度の処理費用を設定しておいて、それを取れるときには後で回収する、そういう方法を探られたらいいのかと思います。

それで、いま民間でも公営の処理場においても、ほぼガス化した焼却炉。物をガス化して高熱を出して800度とか、ものすごい温度でやっているんですね。そういうガス化して無害化する技術は相当進んでいるそうであります。

ですから、燃料において例えば空き家等が出る廃材等は、各市町においては間違いなく財政的負担になると思います。ですから、このような物を燃料として導入していかれてはどうかということから、このような通告をいたしました。

次の項目に入ります。先ほども小松議員から最終処分場について何度も質問がされたと思います。私は、管理者側では、今後いろいろなことを考えているんだと思いますけれども、この残渣というんですかね、そういうものをセメントの材料にしたり、道路の敷料に

したりということも現実に行われております。

そのようなことも効率よく考えていかれてはどうかと思います。それをやることによって、最終処分場の建設経費の負担軽減になる。

あとは、先ほどから申してます3Rにも繋がるというようなこともいえると思います。

この4項目について、ご答弁をいただければと思います。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただいまの桜井議員のご質問に答弁申し上げます。

循環型社会形成推進交付金を活用して施設を新設する場合、燃やさざるを得ないごみを発電燃料として、燃やしたときに発生する熱をエネルギー回収することが求められます。

新しい施設、日量215t規模の場合、15%以上のエネルギー回収が必要となります。

熱回収率が達成しない場合ということでしたが、交付金の対象外の事業となってしまうということになります。今後予定しております基本設計や実施設計等にて施設の詳細が確定していない中では、具体的なシミュレーション等はできない状況でございますが、15%以上のエネルギー回収を可能にするためには、発電施設は必須になることと考えております。

また、発電施設及びご質問いただきました一体的な施設につきましても、議員の数々のご提案の内容も参考にさせていただきつつ検討してまいりたいと思います。

次に、焼却灰の再利用につきましては、霞台厚生施設組合の場合、民間事業者に依頼し、灰を溶解して、再利用に努めております。

今後、設計等を進めていく中で、最終的にどのように取り扱うか検討されることとなりますが、処理費用の削減のほか、再資源化に対する視点も合わせながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） ただいまご質問いただきました事項につきまして、いくつか補足で説明をさせていただきます。

まず、冒頭ご質問をいただきましたエネルギー回収が15%に到達しない場合はどうようになるのか、につきましては、15%を達成するのは必須でございますので交付金のほうが受けられなくなります。

先ほどのご指摘の中で、過去に私どものほうで説明させていただいたタービンの発電効率でございますが、30%と定義させていただきましたのは、一般的に30%くらいで標準機能をみた場合にどのくらいエネルギーが回収できるかということで試算させていただいております。

ですから、議員からご提案いただいた内容等も含めれば、このパーセンテージについては当然、増減等は可能であると考えております。

続きまして、空き家対策関係のごみと炉と発電は一体で考えるべきというご指摘でございますけれども、炉と発電についてはご指摘のとおり一帯で整備されているものが多いと

感じられます。

空き家対策関係につきましては、私どものほうに具体的に構成市町から話は来ておりませんが、一般廃棄物の処分責任は市町村にあり、それを中間処理として私どもが請負っている部分もございますので、一般廃棄物として取り扱うということになれば私どものほうでも協議をして対応する部分がでてくると考えております。

残渣につきましては、先ほど織田から申し上げましたとおり、霞台では現在も資源化する方向で有効活用してございますが、一方で民間の処分場のほうに委託している組合もございます。今後、民間活力を生かす意味でも民間にできる状況下においては、今後も引き続き民間と調整しながら適宜処分のあり方については検討していきたいと思っております。

○議長（山本進君） 17番・櫻井信幸君。

○17番（櫻井信幸君） ありがとうございます。1項目目については、今後も検討していただきたく、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、この建築廃材等については、そういう形で進めることができるのであれば、間違いなく今後強制執行して空き家を取り壊す事例が多くなってきます。4市町の財政負担の軽減にも繋がりますから、そういうことも含めて考えていくべきだなと思っております。

バイナリー発電については、大体当方の200トンベースでいくと、1,000キロワットくらいの規模のバイナリー発電が必要であるというふうに言われております。

専門の方に伺ったんですけれども、そうするとこのバイナリー発電の施設費というのは、現段階で約10億円だそうです。146億の10億が高いか安いかわかりませんが、そのへんは今後検討していただきたいと思っております。

また、先日頂きました建設単価。これにつきまして、焼却施設分として約150億弱というふうに書かれたものをいただきました。

この建設コストがトン当たり 6,800万円と書かれてあります。これは、実はいろんなところの事例をトータルして事務局で考えられたと聞いておりますが、先進のもので聞きますと東京23区、大田区の清掃工場ですか、清掃センターというのがあります。ここの日量のごみ焼却量は、600トンであります。その600トンで発電を22,800キロワットを行っていると書いてあります。そして、この建設費、1トン当たりのコストを計算しますと3,132万円ということになります。

今回の当組合で試算しているものは 6,800万円でありますから、この大田区の焼却施設を参考にしたときに、私は十分に圧縮していけるのではないのかと思っております。

これは、今後皆さんと相談していくことでありますけれども、私はこの新しい発電設備を伴った焼却場を造って行くことを推進すべきであると考えておりますが、95%の補助率といっても、4市町で負担する5%、これは大きなものであります。

ですから、そのへんの努力はやっていくべきことではないかと考えております。管理者に私が今回質問をしたことについてお考えがあれば、お尋ねをしたいと思っております。

先ほど、蒸気タービンとバイナリー発電の併用ということをやりましたが、これは限りなくできるんですね。幾つもやるきになれば、多分熱量の7割くらいまでは、霞台厚生施

設組合の焼却施設でも、その能力は発揮できるのではないかとことも考えます。

実は、白煙防止というのが着くんだと思います。ただ、白煙防止といっても、あれはほぼ水蒸気なんですね。それでも東京のほうでは、水蒸気であっても嫌だということがあって、白煙防止装置というのが着けられているようであります。そこで蒸気の温度は大体400度くらいまで落ちるんだようであります。その煙突からきれいになって、ガス化しているところを通りながら煙突から出るときに、熱は200度になるようであります。

その200度の熱を利用することも可能なのであります。

ですから、これは予算としてそのように組まれているのであります。例えば大田区のものをつくり真似しちゃおうということになれば、1トン当たりの建設単価が3,132万になるかという、そうはいかないと思います。

でも、そのものを参考にしただけでも、相当軽減できるというふうに考えております。

ですから、私は今回4項目ほど質問というか提案をさせていただきます。今後、いろんな検討委員会等で参考にさせていただければなと思っております。よろしく願いをいたします。今泉管理者に何かお考えがあれば、また感想があればお尋ねをして私の質問を終了させていただきたいと思っております。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 櫻井議員のさまざまな事例、アイデアに富んだ提言を頂きまして、本当にありがとうございます。循環型社会を目指すごみ処理施設を建設するに当たりまして、現在は基本構想という段階であります。この後、基本設計、実施設計と歩んでより詳細な内容になってくるかと思っておりますけれども、そのプロセスにおいて優れた先進事例、これを取り入れていきたいと思っております。さまざまな新しい技術があるということが、今のお話でも分かりましたけれども、そういったいろいろな技術を柔軟に取り入れて、私どもは建設費等をできる限り縮減して努力していきたいとそのように思っております。様々ご提言ありがとうございました。

○議長（山本進君） 次の質問者に移ります。12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 日本共産党の茨城町議員・川澄です。発言通告にしたがって一般質問を行います。よろしくお願いします。

私は、まず、広域ごみ処理施設ありきではなく、各市町村のごみ対策についての長期的、根本的な政策が必要だと思っております。環境を守るという点で、住民の意識改革を図りながらごみの減量化を図るとというのが根本的にやるべきだと思っております。

担当課のほうから、ごみ減量化、3Rを進めると説明を受けておりますけれども、この基本構想の最終案では、ごみ削減目標を平成40年までに20%減。人口減少10%が見込まれる中では、実質的な一人当たりのごみ減少目標は10%ということになり、目標として低すぎるのではないのでしょうか。

全国では、このごみ分別を徹底して、ごみの減量化を進めている自治体がたくさんあります。私も今回調べて驚いたのですが、限りなくごみゼロを目指しているすばらしいところもあります。土浦市の清掃センターも見学いたしましたけれども、生ごみの堆肥化を進

め、分別を細分化してごみ減量化を進めていると説明を受けました。

県内でも神栖市では、リサイクル率が58%以上ということで、先進例があります。

ふり返りまして、私の住む茨城町は10.6%ということで、やはり住民の意識を変えてごみを減量化するということが必要ではないかと強く感じております。

この広域ごみ処理施設の基本構想最終案では、分別区分についても決定していない協議検討を続けるとされる項目が多数残されています。

例えば、紙類については分別区分は決まっていますが、広域処理については検討中。

プラスチック製容器包装や生ごみについては、分別区分も広域処理も協議、検討を要する事項とされております。

茨城町での住民説明会で質問したところ、ごみ処理施設の稼働に合わせて決めるということでした。穿った見方をすれば24時間稼働で、しかもごみ発電をするためにはごみの量を減らさないほうが良いと考えていると思われそうですが、いかがでしょうか。

ごみの分別を徹底し、リサイクルを進めるには経費が掛かるとの説明もありましたけれども、ごみを減らせばこれほど大型のごみ処理施設を建設しなくても済みます。

ごみの減量化、分別について、まず基本方針を決めるということが先だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただいまの川澄議員のご質問に答弁申し上げます。

ごみ削減目標とごみ分別区分の一元化について、ということですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、ごみの発生抑制のための方策や見込み、分別等について、市町村が、一般廃棄物処理基本計画内で定め、計画に従ってごみの収集・運搬・処分をしなければならないとしてあります。

以上を踏まえまして、霞台厚生施設組合にて策定中の基本構想において位置付けた目標につきましても、構成市町にて住民の意向等を踏まえながら策定された一般廃棄物処理基本計画に掲げられた目標や分別等を尊重しております。

しかしながら、分別区分の方法等が施設配置、機能等に影響する部分もございますので、早期に調整できるよう構成市町に声掛けしてまいりたいと考えております。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 茨城町の住民説明会で聞いたごみの分別の一元化が徹底するのが稼働までになるというのは、そのとおりですか。

やはり、これはもっと早くこの中でも話し合っ、もっと分別化を図ってごみの減量化を進めるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） ご答弁申し上げます。

施設を預かる立場からすれば、ごみの分別についてはご指摘のとおり早い段階で決まったほうがよろしいかと思います。

ただ、先ほどの答弁にもございましたが、あくまで大原則でございますけれども、ごみ

の分別や減量関係の目標については、組合側が定めるべきものではなく、市町村が、本来収集・運搬・処分の責任をもって計画を自ら立てて将来目標を立てるということになってございます。

その目標を踏まえて、私どもとしては必要な処理施設をどのように配置していくか検討している状況でございます。

しかしながら、私どもも施設管理者の立場から他の事例などで、例えば有価物ですね、資源物を、こうゆう取引によってより良い取引ができた等々の情報もございましょうから、それらについては引続き構成市町のほうに働きかけて、より良い案件については調整が速やかにできるように対処していこうとは考えているところではございますが、あくまで大原則の分別の部分については構成市町の判断になります。

続きまして決定の時期ですが、私どものタイムスケジュールで申し上げますと、工事着手関係につきましては、再来年度くらいを予定しているところでございますから、来年度の早い段階でも、各構成市町のごみの最終的な取扱い方法については、決定すべきと考えております。以上です。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） ありがとうございます。続きまして、広域処理に伴う諸対応について、ごみ運搬の中継についてお伺いたします。

これについては、経済性や環境負荷を分析し検討していくとして、最終案ではありますけれども中継するとは決定していないと考えます。

現在の茨城美野里環境組合からは12km。私の住む茨城町からはさらに遠くなります。ごみの持込みをする町民にとっては切実な問題です。私も、豊屋さんに話を聞いたんですけども、かなりの頻度でごみの持込みをするので、霞台まで遠くなったらどうしたらいいかと非常に悩んでおられました。

茨城町の住民としては、中継を決めるかどうかというのは、かなり切実な問題ですので、これが決まらない最終案というのは納得できないのですがいかがでしょうか。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ご答弁申し上げます。

基本構想につきましては、施設整備に係るアウトラインを定めるものでございますので、今後、社会情勢の変化や設計等を実施していく中で修正されるもの、継続審議されるものなどが含まれます。

議員ご指摘の遠距離地域対策につきましては、2つの提案をさせていただいております。

ひとつが、粗大ごみに対する戸別回収もうひとつが、中間置場等による中継施設の検討でございます。

具体的には、設計等を実施していく中で協議されることとなりますが、ごみ処理広域化のメリットのひとつにコスト削減がございます。経済性や環境への負荷の観点等から比較検討のうえで、決定するとさせていただきます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 経済性とかと仰いますけれども、町民にとっては非常に切実なことなので、この場で中継は造るという回答はいただけないでしょうか。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただいま申し上げたとおりでございます。今後におきまして経済性や環境負荷の見地から比較検討いたしまして、決定していきたいと思っておりますので、今後の検討ということでご理解いただければと思います。以上です。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 次に最終処分場の問題です。

これは、小松議員の質問に回答がありましたので、重複してしまうと思っておりますけれども、この基本構想の中ではこれまでどおり民間業者への委託を継続する。将来は最終処分場を検討するとありますけれども、別のページでは規模なども明記されてあります。

予算化はされていないということで、最終処分場も広域化で考えるとなれば、更に予算が必要になるのではないかと思います。

この、将来検討するということなのですが、重複してしましますが、将来とはいつ頃なのか。予算規模はどれくらいになると想定されているのか、お答え頂ければと思います。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ご答弁申し上げます。

先ほど、小松議員に同じ説明をしましたので、割愛させていただきたいと思っております。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 最初に話したことに戻りますけれども、やはりどこでも最終処分場ということが困難を極めているというか、土浦で話を聞いたときにも何年先にはいっぴいになってしまうというような話もされて、その次にどうするかということはまた検討しなくてはならないと仰っていました。

まず、最初に申しましたように、ごみを減量化する、少なくするというものでなければ、これから最終処分場も含めて環境を守るということにはならないと思うんですね。

これは回答をいただけないみたいですので、そのことを強く申し上げて、もう一度ごみの減量化の目標をさらに大きくして、徹底的にごみを減らすというような住民意識の改革も図っていかねばならないということを申し上げたいと思っております。

最後に、住民へのお知らせと意見の集約についてです。

これについても、小松議員と重複しておりますけれども、各市町での中間構想についての説明会ですけれども、4市町合わせて56名。茨城町では5名です。小美玉では2名だったと聞いております。これでは、本当の意味での住民の意見を聞いたということにはならないのではないかと思います。

もちろん、茨城町でも広報等では、この構想についてお知らせはされています。しかし、私も周りの町民の方とお話しますけれども、この広域ごみ処理施設を建設する計画を本当の意味で知らない方が多数おられます。

先日のパブリックコメントでも23件だということでは、これでも十分な意見を聞いたと

いうふうには言えないのではないのでしょうか。

小松議員との申し入れでも申しましたけれども、やはり最終案についての公聴会ないし住民説明会を開くべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） これにつきましても、先ほどの小松議員のご質問でも答弁させていただきました。今後につきましては、基本構想案の内容を踏まえ施設整備等も検討されることとなりますので、計画につきましては施設周辺の住民の方々と協議のほか、住民の代表であります霞台厚生施設組合議会及び各市町の議会における審議を踏まえて進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） これについては、住民にいかに知らせるかという工夫が必要ではないかと思ひます。先日、この議会の運営について山本議長に申し入れたときに、住民説明会に住民が集らなかったのは私たちの責任ではないというお話を聞きまして、びっくりしたんですね。

やはり、住民をいかに集めるかという努力は、霞台の組合としてもするべきではないかと思ひます。もちろん、町としてもそういう十分な説明をする必要があると思ひますし、私たち住民の側も住民に対して、是非知ってほしいという努力は、今もしておりますし、これからはなくてはならないと思ひますが、すごく大きな予算を使う住民にとって大切な問題でありますから、霞台厚生施設組合としても住民にいかに知らせるかという工夫を是非お願いしたいと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（山本進君） 暫時休憩いたします。

午後5時29分 休憩

---

午後5時30分 再開

○議長（山本進君） 会議を再開します。

12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） テープも何もありませんので、「言った」「言わない」になってしまった場合には、どうしようもないと思ひますけれども、私は聞きましたので撤回はしません。

○議長（山本進君） 以上で、一般質問を終結します。

（議案質疑）

○議長（山本進君） 次に、議案質疑に入ります。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正でございます。

通告に基づいて、議案質疑を行います。

議案第1号 平成28年度霞台厚生施設組合一般会計予算についてお伺いいたします。

(1) 5頁でございます、物品売払収入を前年度より670万円少なく予算化した理由はなにか、お伺いいたします。

(2) 同じ5頁でございますけれども、財政調整基金を100万円繰り入れると、財政調整基金残高はどうかお伺いいたします。

(3) 8頁でございますけれども、塵芥処理について。

①前年度より33万円減額した根拠は何かお伺いいたします。

②特定財源(その他)1億8,060万円について説明を求める。

(4) 9頁でございますけれども、施設整備費2億1,000万円について説明を求めます。

以上が、1回目の質問です。

○議長（山本進君） 業務課長・比気君。

○業務課長（比気静君） ただいまの小松議員の質問にお答えいたします。

申し遅れましたが、私、業務課長の比気です。よろしくお願い致します。

私からは、議案第1号の(1)から(3)までについてお答えいたします。

まず、(1) 物品売払収入を減額した理由でございますが、平成27年度後期の回収資源の入札において、中国を中心とした世界経済の減速により、特に金属類を中心に落札価格が下落している関係で、来年度の減収が見込まれますことから、前年度と比較いたしまして約670万円を減額して計上しております。

次に、(2) 財政調整基金の現在高は4,736万円であり、ここから100万円を繰入れた場合、4,636万円の残高となります。

続いて、(3) 塵芥処理について、①塵芥処理費で33万円減額となった理由ですが、再任用職員が減員となったほか、委託料の中では3年毎に実施する施設精密機能検査と、備品購入費で公用車を購入した関係で、これらの予算が減額になっておりますが、平成28年度に職員2名が定年退職する予定のため、退職手当特別負担金を計上したことから、全体的に前年対比をすると若干の減額となったしだいでございます。

続いて、②特定財源の1億8,060万円でございますが、その内訳として使用料及び手数料のなかで、ごみ処理手数料1億5,360万円と財産収入のうち物品売払収入2,600万円及び財政調整基金100万円でございます。以上です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 続きまして、施設整備費2億1,000万円について、ご説明申し上げます。

内訳としまして、国庫支出金5,186万6千円、一般財源1億5,813万4千円でございます。

平成28年度におきましては、委託事業が主な業務内容になっておりますので、委託料と金額の大きい負担金補助及び交付金につきましてご説明申し上げます。

最初に、13節、委託料としまして1億6,665万円を計上しております。

内訳としましては、一般廃棄物処理施設整備総合支援業務、1億1,120万円、業務内容でございますが、「一般廃棄物処理基本計画」「PFI導入可能性調査」「事業者選定アドバイザー業務」「費用対効果分析」「交通計画策定業務」「生活環境影響調査」を予定しております。

続いて、測量設計業務 800万円。建設予定地の地形測量及び用地測量を行い施設配置計画等の資料とするものでございます。

地質調査業務 1,520万円。建設を予定しているごみ処理施設について、必要な地盤情報を得る為にボーリング調査など地質調査を行うものでございます。

土壌調査業務 3,000万円。土壌調査は土壌汚染の有無を確認することを目的としています。当該地における事業活動の特性や市民の安心・安全を考慮し、土壌調査を実施するものでございます。

施設整備等技術指導業務 225万円。内容につきましては、組合が実施するごみ処理広域化並びに循環型社会形成を図るために必要な諸事業及び業務に関して、その専門性や特殊性に係るノウハウ等が不足する組合の立場に立ち、各事業の計画、設計図書等の検討に係る助言・支援を委託するものでございます。

19節、負担金補助及び交付金につきましては、派遣職員給料等負担金としまして 4,040万円、関係機関等負担金 12万6,000円、合計4,052万6,000円を計上させていただいております。

派遣職員給料等負担金としましては、派遣職員6名分の人件費を派遣元市町に対して、負担金として納付するため計上しております。給料のほか、退職手当相当分を除く期末勤勉手当、扶養手当及び共済組合負担金等も含めた総経費でございます。

関係機関等負担金につきましては、当組合においてごみ処理広域化を推進する上で必要な情報提供や助言を得ることを目的として、来年度新たに公益社団法人全国都市清掃会議の会員になる予定をしています。その負担金でございます。

説明は以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、施設整備費2億1,000万円は、要するに今回やろうとしている広域の一般廃棄物処理施設整備の最初の予算だと考えます。

その点を確認いたします。内訳として総合支援業務等の委託料が1億6,665万円となっております。財源として、国からの支出金5,186万6,000円のため、残りの1億5,813万4,000円は、一般財源であります。つまり、初めてこの広域処理に係る予算を計上されて、実際に3市1町から1億5,813万4,000円が出されるということなんですね。

それで、国の支出金は循環型社会整備交付金だと思いますけれども、私、よく計算したんですけれども、どの項目の金額に対する3分の1なのか出ていません。

2番目に、こういう問題は、ここに予算化したから間違いなく国から出るのか。こちらで予算化するのは勝手だけれども、いろいろ確約されているんですか。

3番目は、入札はどうなりますか。これは、よくあるのは一つの大手メーカーの関係会社で占められることになることが大問題になってますけれども、入札の方法について質問いたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） まず最初の質問の5,186万6,000円の根拠について、答弁申し上げます。

これにつきましては、基本計画策定等総合支援業務におきまして3,413万3,000円、測量業務におきまして266万7,000円、地質調査業務につきまして507万円、土壌調査業務につきまして1,000万円。合計しまして5,186万6,000円という金額になっております。

これは、補助対象額の3分の1の金額ということでございます。

次に、間違いなく入るのかどうかということでございますが、地域計画を提出しておりますので、予算の範囲で入るものと考えております。

それから入札は、ということでございますが、これにつきましては、まだ決定しておりませんので、来年になってから決定するというところでございます。以上です。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） 栗山です。ご答弁申し上げます。

入札の方法をどのような形で実施するのかについては、まだ起工関係については決裁を頂戴してございませんので、未定でございます。

ただ議員ご指摘のとおり、国のほうでも確かにプラントメーカー等との癒着が懸念されてございまして、国のほうでは「廃棄物処理施設に係る入札の手引き」というものを出してございます。ここに記載された諸事項を参考にさせていただきながら、今後私どものほうで進めさせていただきたいと思っております。

一例を申し上げますと、建設コンサルタントの決定につきましては、本年度、プロポーザル方式というものを採用させていただきました。

こちらにつきましても、入札改革の一つとして国が推奨していたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） その手引きなるものを見せて下さい。お願いします。

議案第2号に移ります。霞台厚生施設組合新処理施設整備検討委員会設置条例についてお伺いいたします。

(1) これね、委員の数は書いていないですね。私、読んだんですけど出てこないです。委員数を書かないで委員会開催できますか。委員数を書いてないのは、何故なんですか。

(2) 第3条第2号の関係行政機関とは具体的には何をさすのか、お伺いいたします。

(3) 第6条の6 なぜ非公開とするのか。すべて公開として住民の傍聴を認めるべきだと考えますけれども。先ほど課長補佐が言ったように、様々な癒着がこういうものには、起こってきたんですね、実際にこれまで。ですから、相当そういうことになると思います。

そういうなかで非公開とするというのは、そうじゃなくて公開すべきだと考えます。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

まず最初に、1番目の質問の委員数はどうなるのか。また、関係行政機関とは具体的には何をさすのか。という質問でございますが、上段に書いてあります(1)の識見を有する者としまして2～3名、廃棄物施設や建築並びに環境部門の専門家等に依頼することを考えております。

(2)の関係行政機関の職員でございますが、管内組合の専門的な方という観点から3組合の業務課長の3名を考えております。

従来から、当地域における廃棄物処理施設の設置管理に関与してきており、現場の業務にもっとも精通している方々になりますので、当然、こうした意見等をふまえていく必要があることから、管内3組合の業務課職員に参画いただく予定でございます。

この5から6名を固定した委員といたしまして、(3)その他管理者が必要と認める者につきましては、6条第4項により適時出席を依頼していくと考えています。

3番目の質問、第6条の6 なぜ非公開とするのか。すべて公開として住民の傍聴を認めるべきだと考えるがどうか。についてでございますが、新施設の基本設計及び技術提案内容の審査等に関する事で、施設の内容や処理方式、余熱回収施設など、事業費に係る検討が多くなることが予想されます。

本委員会では、新施設本体の設計内容から、事業者の選定に関わるのところまで、例えば、プラントメーカーのノウハウ等も調査させていただきますので、こうした口外できない内容も多数含まれております。また、関係者の利害に関する事項もございますので、第7条には、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。と秘密の保持について記載しているため、会議は、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる、としています。

参考までに他の自治体でも、審査時においては公開せず、事後、一定程度の後に、支障のない範囲で公開しているというのが一般的であると理解しておりますので、そのような形で進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） よく分からなかったんですが、委員数の合計は決めていないということですか。なぜ、委員数の合計を条例議案で決めないんですか。決めちゃまずいわけでもあるんですか。普通は決めるでしょ、どこ見たって。何名にするとか。それで予算化するわけでしょ。だから、委員数の数がはっきりと書いてないと困るじゃないですか。

この点を、明確にもう1回お答え下さい。

2つめに、公開の問題ですけれども、この条例の一つの特徴は、第2条第3項に「委員会は、調査・検討にあたり個別の企業又は技術等を特別な扱いとすることのないよう努めなければならない。」と態々書いてあって、非常に異例なことなんですよ。

逆に言えばこういうことが往々にして起こったから、それを防ぐためにこのように書いてあるんですね。だから、そういう条文と非公開というのは矛盾するんです。

だから公開の原則で、市民に明らかにすべきです。この件については、管理者の見解を

お伺いいたします。

**議長（山本進君）** 建設計画課長・織田君。

**○建設計画課長（織田俊彦君）** まず、委員数でございますが、先ほど説明したとおりで、1の識見を有する者といたしまして2から3名の専門的な分野に精通する者に依頼することと考えております。また、関係行政機関ということで、3名ほど3組合の業務課長を考えております。この5から6名を固定した委員として考えておりまして、その他その審議事項に応じまして、関係者の方を6条4項により適宜出席させることとしております。

5から6名が、委員の固定した人数とご理解いただければと思います。

次に、公開についてでございます。先ほども申し上げましたが、施設の内容や熱回収施設など事業費に関わる人が多いかと思われれます。そのほか、プラントメーカーのノウハウなども調査させていただきますので、口外できない内容もあるかと思います。

そういうことでございますので、業務上知りえた秘密を漏らしてはならないということに記載させていただいていることから、公開せずに一定程度後に公開できる範囲で公開するということでございます。

（「公開、非公開について管理者の見解を聞いている」と呼ぶ者あり）

**○議長（山本進君）** 管理者・今泉君。

**○管理者（今泉文彦君）** 公開に関して、事業を進めるうえで関係者の利害に関する事項等がございます。また、事業を進める際に職務上知りえた秘密等の保持、そういったものも関係しますので、非公開としております。以上です。

**○議長（山本進君）** 5番・小松豊正君。

**○5番（小松豊正君）** それでは、議案第3号に移ります。

霞台厚生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例を制定することについて、お伺いいたします。

（1）第2条 対象となる一般廃棄物処理施設として焼却施設と一般廃棄物の最終処分場をあげていますがけれども、最終処分場については「基本構想」でも全員協議会でも建設するとは一言も言っていない。

この条例は、最終処分場を建設することを前提とした条例であります。そういう点で、全員協議会でも聞かなかつたし、非常に重要なことなただけけれども説明がない。全く納得ができません。議会や議員をなんと考えているんですか。説明を求めます。

（2）第4条1項 縦覧の場所について、霞台厚生施設組合だけでなく、少なくとも私は3市1町の庁舎にも掲げるべきだと考えますけれども、霞台1箇所限定する必要はないと思いますがどうでしょうか。

第4条2項ですが、住民に十分縦覧してもらうためには、1月間では短すぎます。市民は忙しい日々のなかで見ることになりますので、閲覧期間をもっと延長すべきだと考えますがどうでしょうか。

（3）第6条 意見書の提出先ですがけれども、これも霞台1箇所限定するのは納得できません。少なくとも3市1町にも広げるべきだと考えますけれどもどうでしょうか。

第6条2項 意見書の提出期間が2週間ではあまりにも短すぎます。つまり、縦覧して意見書を出すまでに1週間しかない。もっと抜本的に延長すべきだと考えるのが当然だと思いますけれども、是非そのようにお考えいただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。以上が、1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 1番目の質問、第2条の最終処分場について、答弁申し上げます。

先ほどの一般質問でもご説明いたしましたが、ごみの処分につきましては、本来、市町村にあります。

しかしながら、最終処分場用地を確保するには、かなりの期間が必要であり、地域住民の理解を得るのにもさらに高いハードルがありますので、現在、焼却施設の老朽化に端を発する広域化の整備事業のメニューの中で同時に行うことは困難と考えております。

自区内において最終処分場を整備することについては、今後の検討課題ではあり、当面の整備事業メニューとしては対象外と言わざるを得ない状況にありますが、国においても地方自治体に対して、管内地域内で最終処分まで行うよう求めていることを踏まえまして、本条例案では最終処分場についても記載させていただきました。

2番目の質問、第4条第1項 縦覧の場所について、第4条第2項 縦覧期間について、答弁申し上げます。

まず、第4条1項 縦覧の場所についてでございますが、第1号で霞台厚生施設組合としていますが、第2号では、生活環境調査を実施した周辺地域内で、管理者が指定する場所、第3号では前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所となっております。

縦覧の場所については、管理者と協議のうえ決定したいと思っております。

第4条2項の縦覧期間につきましては、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針を参考にした他、茨城県環境影響評価条例では、公告の日から起算して一か月縦覧に供するものとする、となっております。

このようなことから、縦覧期間を決定していますのでご理解をいただきますようお願いいたします。

3番目の質問、第6条 意見書の提出先、第6条2項 意見書の提出期間についてご答弁申し上げます。

意見書の提出先につきましては、先ほどの答弁同様、管理者と協議をし決定してまいります。

意見書の提出期間におきましても同様に、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針のほか県条例を参考に決定していますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 非常に驚いた答弁ですね。要するに、先ほど最終処分場を、なぜ全員協議会で議員に説明もしないで突然として出してくるのか、ということを質問したん

だけど答えがなく、すぐにはできないから対象外としているという。これは対象外として  
いるなら書いてはだめでしょう。対象外としているのに、ここに書くんですか。条例に。

条例に書くということは、できることを前提として関係市町でやるということになるわ  
けでしょう。書いてあれば。やるということで書くんじゃないの。書いてあるだけでやら  
ないなら、ここから抜きなさいよ。抜くのが当たり前でしょ。抜かないで、書いておいて  
対象外というのは、それはおかしい理論で間違いなく問題になります。

びっくりしました、私もこれを読んでね。縦覧手続きに突然としてこの最終処分場の影  
響調査結果が出てきたんで、びっくりするわけですよ「何だこれは」とね。

しかし、いま聞いたら対象外とするという。対象外とするなら書かなければいいじゃな  
いですか。削除して下さい。本当にこれは混乱しますよ、こんなこと書いていては。非常  
に曖昧です。そここのところはっきりして下さい。そういう条例ないですから。

あと、縦覧の手続き等に関して言いましたけれども、それは住民の立場になって考えて  
みてもらった場合には、これだけやっているわけではないですから住民の皆さんは。

いろいろ忙しく生活しているなかで、関心をもっている人も多いわけだから、その方た  
ちのことを考えれば、場所も時間も十分に取ってもらわなければならないわけですよ。

そうしなければ、本当にこれは市民の立場に立った行政じゃないと言わざるを得ないの  
で、そのことについてもう一度お伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） はい。ただいまの質問にお答えいたします。

対象外と申ししたのは、当面の整備事業としては対象外という形で申し上げました。  
将来におきましては、関係地域内に最終処分場まで行うよう求めている国の方針も踏まえ  
まして、将来において最終処分場につきましても整備する必要があるということのために、  
この条例なかに記載させていただきました。

つづきまして、縦覧期間及び場所について答弁申し上げます。縦覧場所につきましては、  
先ほどの説明のとおり、管理者と協議のうえ決定いたします。

また、縦覧期間につきましても、環境省の指針や県条例を参考に設定しておりますので、  
標準的な期間と考えております。説明は以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 縦覧期間については、管理者と相談して決めるというふうに受け  
止めました。

議案第4号 霞台厚生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例を制定することについてお伺いいたします。

(1) その他の者とは誰をさすのか、お伺いいたします。

(2) 日額は報酬だと思いますけれども、費用弁償はこれに含まれるのか、別に考える  
のか、どうなのか説明を求めます。1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 最初に、1番目の質問、その他の者とは誰を指すのかで

ございますが、専門的知識、識見を有するものにつきましては、廃棄物施設や建築並びに環境部門の専門家を想定していますので、それ以外の方を示しております。

一例で申しますと、他自治体の事例では、施設の環境基準に関する協議を行う際に、施設周辺住民の方を招集されておりましたので、この委員会におきましても、審議内容に応じて、関係者に出席いただくことも考慮しているところです。

2番目の質問、費用弁償についてでございますが、同条例では、第5条に費用弁償について、特別職の職員が公務のため旅行した時は、その旅行について費用弁償として旅費を支給することが記載されており、また、金額の右側に副管理者相当額と記載していますが、費用弁償としての旅費相当額を示しております。

説明は以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） ちょっと、よく分からないんですけど、そうするとこの報酬とは別に費用弁償は考えるということによろしいんですか。もう一度、お答え下さい。

○議長（山本進君） 次長兼総務課長・佐藤君。

○次長兼総務課長（佐藤博之君） お答えいたします。費用弁償は、委員会の委員については、委任先から会議の場所までの交通費を旅費規定に基づき報酬とは別に支給することになります。以上です。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑を終結いたします。

（討論）

○議長（山本進君） 次に討論を行います。討論は、挙手によりこれを許します。

討論はございませんか。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正でございます。

議案に対する反対討論を行います。

まず、議案第1号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計予算について反対いたします。

第1に、この一般会計予算には、3市1町に現在ある3つの一般廃棄物処理施設を広域的に一極集中してごみ発電を含む大型焼却施設を建設することが前提で、初めて施設整備費として2億1千万円が計上されています。

しかし、私が一般質問等で質したように、住民の皆さんから住民説明会でもパブリックコメントでも、また直接私たちに対しましても、広域化が果してごみの減量化に副うものであるのかどうか。住民の意見に沿うものなのかどうか。基本的な疑問や意見が出されております。

このような真摯な疑問や意見にまともな検討も回答もしないで、広域化を強行し、そのことを前提とした予算には賛成できません。

第2に、広域化による予算総額が確定していない。周辺整備、地元住民に対する対策費、さらに最終処分場建設費等がはっきりしないなかで、取り敢えずの予算を作って端折りな

がらやればよいと言うのであれば、極めて無責任で絶対にやってはいけないことです。

第3に、財源は平成28年度から32年度までの5年間に、震災復興特別交付税で、循環型社会形成推進交付金が3分の1で、残りの費用の95%が措置されるといいますが、この広域化の事業に適用されるかどうか確定したものではありません。

同時に、3市1町が直接負担する一般財源でないからいいんだ、ということにはなりません。すべて私たち住民、国民の税金です。広域化という住民の利益にならないさまざまな議論があり無駄なことも予想される、そういうところにお金が使われることに賛成することはできません。

次に、議案第2号・霞台厚生施設組合新処理施設整備検討委員会条例（案）の制定について反対いたします。

先ほども言いましたように、住民の皆さんから住民説明会でもパブリックコメントでもここに書いているような基本的な問題、意見が消えています。

このようなことをまともに検討しないで、広域化を進めるための検討委員会条例（案）に反対します。

次に、議案第3号・霞台厚生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を制定することについて、反対いたします。

第1に、これまで議会にも住民にも一切説明がない最終処分場を造ると、将来に向けてということになってきてきましたけれども、あまりにもこれは議会や住民視点で納得できません。

第2に、広域化一極集中のごみ焼却施設建設に、基本的、根本的な住民の意見が寄せられ、分散型で長寿命化でやるべきだという意見もあるなかで、事実上これを無視してともかく広域化を進めるための生活環境影響調査に関わる本条例を決めることに賛成することはできません。条例の内容も縦覧の場所、期間、意見書の提出箇所の数、提出期間が少なく、住民本位にはなっておりません。反対いたします。

最後に、議案第4号・霞台厚生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて反対いたします。

これは、議案第2号で提案されている霞台厚生施設組合新処理施設整備検討委員会に関わる報酬及び費用弁償について定めようとするもので、先ほど述べましたように住民の皆さんから様々な意見が出されている中で、こういう方々に回答もしないで納得も得ず広域化するために条例の一部改正を行い、検討委員会の検討委員の報酬及び費用弁償を払えるようにするもので反対をいたします。

以上、議案第1号、第2号、第3号、第4号に対する反対討論を行いました。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長（山本進君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ないようですので、以上で討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第1号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計予算について採決いたします。  
本案は、起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（山本進君） 次に、議案第2号・霞台厚生施設組合新処理施設整備検討委員会条例についてを採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（山本進君） 次に、議案第3号・霞台厚生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例についてを採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（山本進君） 次に、議案第4号・霞台厚生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。  
暫時休憩します。

午後6時14分 休憩

---

午後6時21分 再開

(日程第7)

○議長（山本進君） 休憩前に引続き再開いたします。

日程第7 議案第5号・監査委員の選任につき同意を求めることについて。

地方自治法第117条の規定により、11番・加固豊治君の退席を求めます。

(加固議員、議場より退席)

○議長（山本進君） 管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者 今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 議案第5号・監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、平成27年11月30日の任期満了に伴い、新たに監査委員1名を選任するため議会の同意を求めるものでございます。

十分にご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○議長（山本進君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案は、正規の手続きを省略し直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ご異議なしと認め採決いたします。

議案第5号・霞台厚生施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

午後6時22分 休憩

---

午後6時23分 再開

○議長（山本進君） 休憩前に引続き再開いたします。

ただいま、監査委員に選任されました加固豊治君のごあいさつをお願いいたします。

○監査委員（加固豊治君） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま管理者から推薦を受けまして、監査委員ということで身の引き締まる思いでございます。識見のあります櫻井監査委員と力を合わせ、霞台厚生施設組合の発展のために頑張る覚悟でございますので、どうぞ皆様ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

（満場拍手）

○議長（山本進君） ありがとうございます。

（日程第8）

○議長（山本進君） 次に、日程第8・霞台厚生施設組合議会議員櫻井茂君ほか3名から提出された「意見書案第1号・新たな広域ごみ処理施設整備に係る財政措置の強化拡充を求める意見書」についてを議題といたします。

資料配布のため、暫時休憩いたします。

午後 6 時 24 分 休憩

---

午後 6 時 25 分 再開

○議長（山本進君） 休憩前に引き続き再開いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

1 番・櫻井茂君。

○1 番（櫻井茂君） 1 番の櫻井茂でございます。よろしくお願い致します。

地方自治法第 112 条及び霞台厚生施設組合議会会議規則第 12 条の規定により、意見書案第 1 号「新たな広域ごみ処理施設整備に係る財政措置の強化拡充を求める意見書(案)」を提出いたします。

提出者・櫻井茂、賛成者・荒川一秀議員、岡崎勉議員、久保田良一議員、以上であります。

本案は、本組合が推進する一般廃棄物広域処理施設の整備事業を着実に推進するための国の財源確保と財政支援の更なる拡充を要望するものです。

意見書(案)は、お手元に配布いたしました案文のとおりでございますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（山本進君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） 5 番・小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） 5 番、日本共産党の小松豊正でございます。

要求項目の 1 について「交付金」とありますが、これは循環型社会形成推進交付金のことですか。確認いたします。

2 番目の廃止施設の解体等に係る財政措置についてなんですけれども、こういう制度があるんですか、国に。それから全国的な例があるんですか。こういうことで財政支援することが。

それから 3 番目についてなんですけれども、施設周辺の道路及び還元施設等の環境整備に係る財政措置。こういう「しくみ」といったものがあるんですか、全国に。それらの事例について質問いたします。

4 番目についてなんですけれども、柔軟な財政措置。これは、何を指しているのかということなんですけれども、「震災復興特別交付金」のことだと思われるんですけれども、何故そのように、ここに書かないのか。非常に曖昧です。以上質問いたします。

○議長（山本進君） 1 番・櫻井茂君。

○1 番（櫻井茂君） ご質問をいただきました 1 番の交付金についてでございますけれど

も、小松議員ご指摘のとおりでございます。

2番、3番の財政措置に関しましては、現在、国のほうではこのような財政措置はしてないと思います。

できましたならば、今後、このような広域のごみ処理施設につきましては、国のほうで進めている部分でありますし、必ず付帯工事として関係いたしますので、できればこういうものについても目を向けていただきたいということで入れさせていただいております。

4番目の災害対応に伴う柔軟な財政措置が曖昧だということでございますが、国のほうで、今般、震災被害地域に対する各交付金の拡充の部分をやっているような状況でございますので、具体的な名前は当然入れられません。今後、将来的にどのようなようになるか分かりませんので、そういうことも含めまして現在の交付金等の措置につきましても柔軟に拡充していただく意味も込めまして、記載させていただいたところでございます。以上です。

○議長（山本進君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ないようですので、以上で質疑を終結します。

次に討論に入ります。討論は、挙手によりこれを許します。

討論はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番、日本共産党の小松豊正でございます。

日本共産党は、震災復興特別交付税の活用を、国民が必要とするところに活用することには賛成しております。

しかし、今回のように現在稼働している施設の健康度調査も長寿命化の検討もしないで、解体統廃合を前提に、新たな広域化と称して一極集中のごみ焼却処理施設の建設に賛成することはできません。

したがって、広域化のための財源要望には反対いたします。

みんな、やはり国民の税金であり、国民の要望に沿い適切に活用すべきであります。

以上です。

○議長（山本進君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本進君） ないようですので、以上で討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。意見書案第1号・新たな広域ごみ処理施設整備に係る財政措置の強化拡充を求める意見書について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

さらにお諮りいたします。意見書第1号は、議長において関係行政機関に提出すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本進君) ご異議なしと認め、議長において提出させていただきます。

○議長(山本進君) 以上で、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年霞台厚生施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 6 時 3 2 分 閉 会

地方自治法第123条の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 大 槻 良 明

署名議員 岡 崎 勉